

平成23年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年1月24日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第2号 平成23年度練馬区教育委員会教育目標の制定について
- (2) 議案第3号 平成23年度教育費関係当初予算案について
- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第5号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第6号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (6) 議案第7号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例を廃止する条例」の制定依頼について
- (7) 議案第8号 「特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (8) 議案第9号 「教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について
- (9) 議案第10号 平成22年度練馬区登録文化財について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (2) 「(仮称)練馬区生涯学習推進計画」について

4 報告

(1) 教育長報告

専決処分の報告について

「練馬区立小中一貫教育校実施計画」について

学校給食調理業務委託事業候補者の設定結果について

谷原小学校改築工事の概要について

平成22年度練馬区「新体力テスト」の結果について

平成22年度いじめ防止標語表彰およびいじめ防止実践事例発表会について

「ねりまの縄文展」の開催について

平成23年度の区立図書館運営体制の基本的な考え方について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡    榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千重子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村    潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井    弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 5名

委員長

それでは、ただいまから、平成23年第2回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が4名いらっしゃる。

それでは、案件にそって進めていく。

本日の案件は、議案9件、陳情2件、協議2件、教育長報告9件である。本日は案件が多いため、議事進行にご協力をお願いします。

(1) 議案第2号 平成23年度練馬区教育委員会教育目標の制定について

委員長

初めに、議案である。議案第2号 平成23年度練馬区教育委員会教育目標の制定について。

この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいまご説明があったとおり、前回の協議をもとに改正案が議案として提出されている。それでは、各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

このままでよろしいかと思う。

外松委員

同じである。前回話し合われたことがこのように文言が整理されているので、これでよろしいかと思う。

安藤委員

私もそう思う。

委員長

では、皆さん、提案どおりということであるので、議案第2号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第2号は「承認」とする。

## (2) 議案第3号 平成23年度教育費関係当初予算案について

委員長

次の議案である。議案第3号 平成23年度教育費関係当初予算案について。それでは、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

## 資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

改めて教育にはお金がかかる。大切な領域であるので、しょうがないかなと思う。おむね今のご説明で理解できた。ただ、ご説明前にどんなことがあるのかなということを見たところ、細かいことなのだが、1つは、学校費の中で特別支援学校費、たしか練馬区は6校ぐらいあったかなと思う。それはどちらのほうに計上されているのかということが1点。

もう一点、最近、先生方が途中でいろいろな形で休職されたりとかいうことで、代用教員を立てなければならないということが起きてくると思うが、数はわからないので、あらかじめ予算化するというのは非常に難しいと思うが、そういった代用教員の方々の人件費などは、予定できない部分だろうが、どちらのほうに計上されるのか、どこから計上されるのかということをお聞きしたいと思う。

学務課長

まず、特別支援学級の経費の点であるが、2ページの(11)に、特別支援学級の整備ということで、ちなみに中学校、平成24年度の増設に向けて教室等の整備を行うということで、小学校2校分の整備を行う。また、既に改修された特別支援学級のいろいろな経費そのものについては、それぞれ総務費等々の中に、運営費であるとか就園奨励費という形で盛り込まれている。

教育指導課長

教員の件であるが、教員は県費負担職員ということであるので、例えば産休であるとか、病気でお休みになったという場合には、東京都のほうからその分教員の費用が出ているので、区でどうということではない。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

安藤委員

多分、科目の関係なのかもしれないが、最後のほうで国庫支出金の生涯学習費が9.5%増加、都支出金の教育費委託金の生涯学習推進事業費が皆増となっているが、歳出のほうの生涯学習推進経費というところは71.3%というふうに、目的が多分ほかのところに変まっているのかもしれないが、ちょっと科目の問題だと思うが、ご説明していただ

けたらと思う。

#### 生涯学習課長

5ページのまず国庫支出金の教育費補助金の中の8番生涯学習費が増えているという形になるわけであるが、こちらについては、文化財保護の関係で補助率2分の1ということでお金をもらっているものである。来年の事業にあわせて新たに文化財保護の事業分を得て、それにあわせて増というのが5ページのものである。

6ページは教育費委託金のほうの44万8,000円であるが、これは生涯学習推進事業費、全く新しいものであって、公民館でやっている事業で、東京都から委託を受けて食育に関する講座をやるという内容になっている。公民館のほうで、子供たちのサークル等を受けて卒業した人たちが、自分たちで独自の団体をつくって活動しているわけであるが、そういった方々の協力をいただきながら、食育の関係も含めて新たな講座をやる。それに対して東京都が委託を経費として出しているという内容になっている。

#### 安藤委員

そうすると、歳出のどのあたりに反映されてくるのかな。1つは、文化財保護経費というところであった。もう一つのほうは、

#### 生涯学習課長

生涯学習の歳出については11ページということになるわけであるが、今の後段に申し上げたところは、公民館費の中の3番の各種事業経費である。さまざまな事業が含むので、全体としては見直して経費が下がっているが、今申し上げたところについては増えているという形になる。また全体に申し上げたところについては、1番の生涯学習総務費の中の8番文化財保護経費、820万円ほど増えている。その中の一部ということになる。

#### 天沼委員

多分総務費かなとは思って質問しなかったのだが、例えば教育の各学校その他の研究指定で行うときの予算、区の指定であるとか、あるいは区と独自のものを一緒にお聞きしたいのだが、もし区として予算補助をしているとすればどこかということとあわせて、国際科学年ということで、もしそういう催しが学校で進められるということになると、それはどちらのほうから計上されるのか。そういった催し物関係。

#### 教育指導課長

教育研究ということに関しては、8ページの3番の教育指導費の中の5番のところに教育研究費、そこでやっている。であるから、特に特別なそういう催し物というあたりについては、今のところそれについての予算というのはないが、例えば研究と絡めてということであれば、そういう研究費の中から出していくということは考えられると思う。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

3ページの(16)の給食調理業務の委託からちょっと伺いたいのであるが、これは委託が増えるので、平成23年度はこのように予算が増えている、これはわかる。練馬区というのは、今、どんどん委託になってきているわけであるが、こういうふうに委託にしていく費用と、単純な質問であるが、今までみたいな形態でやっていたときと、費用のかかりぐあいはどうなのかなというのをちょっと伺えたらと思う。

庶務課長

直営というか、区の職員が従事する場合は、そこにかかわっている職員の人件費、あるいはその方の福利厚生の関係経費、さらには、その管理というか、人事というか、そういうことも含めてということになるわけであるが、どこまで経費を見るかというのはなかなか難しいところがある。一応練馬区の平均賃金というか、区職員の平均賃金が800万円ぐらいというふうに算出をしていて、さまざまな委託をした場合に、その経費比較の基準として1人当たり800万円であるということと比較をする。そういうふうにして直営の場合は、何人かかかわっているから幾らという形で直営経費を出して、委託の場合は、当然、その業務をお願いしている業者の方にお支払いする委託料、この額の比較でどちらが効率的かという比較をする。そんなことからこれまで比較を進めてきているという部分がある。確かに業務によってそれぞれ違う。そこで従事している職員の年齢構成によっても当然変わってくるし、一概には言えないが、全体を見ていくと、委託したほうが経費的には効率的であるという部分があるので、進めてきている。

ただ、では、その業務が全部委託できるのか。例えば学校給食を、99校あるが、全部委託でいいのか、こういう問題も実はあるわけである。区の職員が学校給食のことを何も知らないですと全部委託でいいのか、こういうこともある。そんなことから、平成23年度の段階では99校のうち51校が委託になるわけであるが、今後ある程度直営校というか、区の職員が従事して学校給食のノウハウを習得する。そういうものは伝えていかなければいけないのではないかとということで、その辺も含めて全体の委託をどうしようかということで検討している段階である。

教育長

平成16年度から給食の調理、学校の用務等の現業職員というが、今は採用していない。であるから自然減で来て、その分委託をしている。それは区の方針で実施している。であるから、センター校から自校調理校に変わっていく段階で委託校を増やしているのだが、センター校から自体校に変えるにあたっては、調理上の整備などでもかなりのお金がかかるが、子供たちにすぐ近くでできた給食を食べてもらえるということで、評価

は高い。そういったことも含めて。

施設給食課長

委託化に伴って、事務事業委託化取組状況調査というものを区ではやっている。先ほど教育長からもお話が出たとおり、平成16、17年度は、これによって1億3,900万円、それ以降は8,500万円ということで、平成16年度から平成22年度、昨年度までの累積したものは4億9,600万円余という金額になって、およそ5億円弱、委託化によって削減効果がでた。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。

安藤委員

質問である。2ページの7番、教育相談員充実配置であるが、「心理教育相談員を1名増員し」となっているが、区で各校1名というのは、説明をお願いします。

総合教育センター所長

現在、教育相談室、それから適用指導教室に、あわせて心理教育相談員が23名いる。来年度1名心理教育相談員を増員して、学校から出てくる登校支援シート等に基づいて学区訪問し、不登校対策の充実を図りたいと考えている。

安藤委員

全体で1名であるか。

総合教育センター所長

はい。

委員長

そのほか、ご質問、ご意見はあるか。よいか。

教育長

これは、地方教育行政の法律に基づいて、予算の編成権は区長にあるが、あらかじめ教育委員会で意見を聞くということでこの議案が提出されている。そういう性格のものである。

委員長

それでは、議案第3号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第3号は「承認」とする。

- (3) 議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第5号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (5) 議案第6号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

続いて、議案第4号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

議案第5号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

議案第6号 「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

この議案第4号から6号までは関連する内容と思われるので、あわせてご説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、ご質問、ご意見等あったらお願いします。

天沼委員

名称なのだが、先ほど説明の中で、小学校の場合、主幹、教諭と分かれているということであるが、幼稚園の場合は主任教諭という言葉を使っているが、何か違いがあるか、わけがあって主幹と呼ばずに主任と呼んで、名称をこういうふうにするということなのか。

庶務課長

実は学校教育法の中で、教員については、小学校はそれぞれ決められているわけであるが、幼稚園の教員の場合には、園長、副園長、主幹教諭という言い方をしている。ただ、主幹教諭の職責というか、学校教育法で定められている主幹教諭の職責をそのまま特別区の幼稚園に使うのであれば、ここは主幹教諭ということになるのだが、学校教育法で定めている主幹教諭の職責と、今回、特別区が用意をしている主任教諭については職責が異なっていて、その意味から、実は主幹教諭という表現を使えないというか、職

が違うということであって、この主任教諭については特別区独自の職だということである。そんなことから、職責についてはそこに書いてあるが、そういう内容の職責を担っていただく主任教諭という職を設けるということであって、学校教育法上の主幹教諭とは異なるという規定なものだから、名称が当然異なっているというものである。

#### 天沼委員

もう一つ、これは試算されておればということなのだが、2級以上であるから、1級になる養護教諭の方は期末手当と勤勉手当を外されて、今のご説明の中に、資料のほうで調整額ということで4%、どちらが額としておおよそ多いというか、額としては同じようなものになるのか。

#### 庶務課長

急いで説明して申し訳なかったが、期末・勤勉手当がなくなるということではない。期末・勤勉手当は、幼稚園の先生方、教員の方全員に当然ある。現在、その期末・勤勉手当に職務加算という、これはそれぞれの職務に応じて5%、7%という形で加算をされている。幼稚園教諭の場合には、10年以上だったか5%、それ以上であると例えば20年、少し確認をさせていただきたいが、そういう加算がある。それは、現在は教諭という1つの中で、経験年数に基づいて加算がされているというふうになっている。それを今回、主任教諭という職を設けるということから、主任の方を対象にした加算額にするということであって、加算がなくなるということで、ただ、現在支給されている職員の激変緩和というか、主任にならない方も当然いらっしゃるの、そういう方については3年間の経過措置を設けて、5%の額をそれぞれ支給していくということで、経過措置は当然のものとしてある。現在は30年以上が7%で、12年以上の教諭の方が5%の加算がある、こういう内容である。

#### 天沼委員

では、こういう形で、今もちょっとご説明があったが、給与段階を変えて新しい職位を設ける。園長職は級が上がってそのねらいというか、これは教育委員会の条件整備でこういうふうに示すということであるが、幼稚園の教育そのものがどういうふうな形になっていくというか、大体想像はつくが、どういうふうなことをこれによってねらっているのかということをお聞きしたい。

#### 庶務課長

今回の任用給与制度の改正というのは、今後のことも当然あるが、実態として現状こういうふうになっているという部分かなりの部分ある。教頭職については、現実には園長の代行であるとか、PTA、地域の関係で言うと、園を代表するような職務を行っている。そういう意味で言うと、副園長職というふうに位置つけたほうがふさわしいだろう。あるいは教諭という形で、先ほどお話し申し上げたが、入って1年目の教諭と30年たった教諭も実は同じ教諭ということになっている。そういう意味で言えば、ベテランの先生と新規の先生では、当然、やっている職内容も違っているという実態があっ

て、今回、主任教諭という職を設けたわけである。

これにそれぞれ4つの職に分けたということから、実態とすれば現行の給料表は2級しか使っていないわけであるが、これを給料表の4つの級に分ける、こういうふうに分けたわけであって、ある意味で言うと、実態に応じてこういう制度にしてきているという部分がある。

#### 外松委員

ちょっとお聞きしたいが、説明いただいた参考資料の裏面のところで、改正案の職の名称であるが、主任教諭をつけるということである。だが、資料3-1のめくったところであると、第2条で教諭、養護教諭、ここは主任と言葉は入れなくてよいのか。例えばこの文言は、この参考資料の一番下の職務の級の1級である教諭のことを教諭と呼び、養護教諭というふうに読み取ればよいのか、その辺がどうなのかなというのでご説明をお願いしたい。

#### 庶務課長

実はこの給与制度の関係で言うと、今のところは非常にわかりにくいところであって、条例上に出てくる実は職層というか、職については、学校教育法上で規定をしている教諭、副園長、園長、こういう実は3つの名称というか、職を使う。その学校教育法上で言っている教諭のその職の中に、特別区として一般の教諭の方と主任の教諭の方を分ける、こういうことから、実は条例上では教諭ということしか出てこないのである。それがちょっとわかりにくいのだが、これが先ほど私がお話し申し上げた、学校教育法上の主幹教諭とイコールの職に位置づけるのであれば、そこで主幹教諭という条例で出てくるのだが、特別区の今回設ける主任教諭というのは、学校教育法上の主幹教諭とは異なるということから、ここに出てくる職は3つということになるということで、この後に規則等で、ここの2級に位置づける教諭はここであるみたいなふうになる。少しこの辺が、公務員の給与制度の条例あるいは制度の運用がわかりにくくなっているところなのだという意味である。

#### 教育長

幼稚園は規模が小さいから、余り改正してもやっていけないということなのではないか。独自の考え方で。それからもう一つは、23区の中でも大田区はないが、幼稚園の形態がさまざま、杉並などは全部子ども園になってしまったし、そういうことで、共通のものをつくることもだんだん難しくなってくる。ただ、今、特別区の中に特別区教育委員会というのを持っているから。

#### 委員長

わかりにくい部分もいろいろあったが、ご説明いただいてほぼわかったということでもよいか。

議案第4号、5号、6号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第4号、5号、6号は「承認」とする。

(6) 議案第7号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例を廃止する条例」の制定依頼について

委員長

続いて、議案第7号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例を廃止する条例」の制定依頼について。

では、この議案について説明をお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

ご質問、ご意見があったらどうぞ。よいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第7号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第7号は「承認」とする。

(7) 議案第8号 「特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

続いて、議案第8号 「特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について。

では、この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

## 資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお伺いする。

天沼委員

今回の改正は大変いい改正だと思う。今まで協力員という呼び方をしていたこと自体が、協力しているだけかというふうにも読み取れるので、まさに司書というのは専門的職員であるから、専門性がちゃんと職名にあらわされていて大変いい改定である。そして月額が若干増額ということで、また練馬区独自だろうか、ほかの区もあるのかよくわからないが、主任図書館専門員という、特別に置かれているこういった職があって、さらにその専門性を担保するというか、情報サービスがよりの確に行われるということで、いい改定だなと思った。

外松委員

同様である。

安藤委員

私も同じである。

教育長

今、天沼委員がおっしゃった図書館に正規職員以外に専門員というのを設置している区を、幾つか調べてあったら。

光が丘図書館長

23区の中でもかなりの区が設置をしている。設置のところであるが、豊島区では図書館運営専門員、それと図書館奉仕員という、2系統の非常勤職員を配置しているところ。それから世田谷区においては図書館嘱託員。こちらも幾つか職務内容、働き方、4週のうち8日務めるであるとか、日数によって幾つかのパターンの配置をしているところもある。足立区においても、図書館専門員という名称ではあるが、図書館の職務の内容によって分けて配置をしているという状況がある。その働きようによって、報酬額も20万円前後というところで把握をしているという状況がある。

委員長

ではよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第8号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第8号は「承認」とする。

(8) 議案第9号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

委員長

次の議案である。議案第9号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について。

この議案については、教育長に直接利害関係がある案件であるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第5項の規定により、教育長にはその議事に参与することができないので、教育長はいったんご退室いただきたいと思います。

教育長退室

委員長

それでは、この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見・ご質問をお聞きする。

天沼委員

昨年も同じように教育長に退室して頂いて減額して、また今年も減額ということで、いつまで続くのかなという気もするが、額としてはそんな多くないし、例えば副議長は、役職からすると、重要性からすると、毎年、毎年引いてもいいのかなという気もするが。これは最初の別紙のところ、当委員会として異議はないという、当委員会というのはどなたの委員会か。我々にはこれにはまだ関係していないわけである。これは報酬審議会の委員会ということか。

庶務課長

この2枚目についている別紙の当委員会というのは、この教育委員会ということであって、今、議案の審議をいただいているが、これについて異議はないということであ

れば、こういう別紙の回答文を区長あてに出すということである。報酬審議会の答申はその資料としてついたこういう答申文が出ているというものである。

なお、教育長だけではないが、一般職の給与が下がると、そういうものの基準にしながら、特別職の給料当も検討するというのが状況であるので、そういう意味で言うと、こここのところ公務員全体が下がってきているというものである。

委員長

ほかにご意見やご質問はあるか。

外松委員

この報酬審議会の答申をいろいろ読むと、世の中全体が、景気が低迷していて、民間のほうも給与がままならないところもあるということから、公務員も、先ほど天沼委員がおっしゃっていたが、昨年も同じように減額になったが、また今年もこういう減額が望ましいという答申が出ているわけであるが、読むと、特別区のあらゆる区のことも調べた上で、このような減額の措置というのを提案されているので、世の中全体のことを考えると、心苦しい点もあるが、これはいたし方ないのかな、これが妥当なのかなというふうに思う。

天沼委員

おかしな質問かもしれないが、ここに挙がってきている給与というのは税込みということであるか。要するに基本給として出てくるもの、そこから引かれると。

庶務課長

この額については、給与月額ということで、先ほどの幼稚園教諭の方の給料表の額というふうに考えてもらっていいかと思う。この額を基本にしなから、それぞれ期末手当とか勤勉手当が支給されるということであって、これについては我々一般職と同じである。ただ、勤勉手当はない。勤勉は当然だという。

天沼委員

ここから税金が引かれる。

庶務課長

当然、社会保険とか。

天沼委員

そんな高くないという感じがする。景気が不景気であるから。

安藤委員

昨年もということで今、すごく驚いたのであるが、感想としては職務の内容が、本当に社会情勢によって、多分、これまでよりもどんどん多岐にわたっていく中で減額とい

うのは、本当にいいのかなというところが率直な感想なのであるが、天沼委員や外松委員がおっしゃったように、その他の社会条件の分で仕方のないことだとすれば、承認するしかないのかなと思う。

安藤委員

時間外とかそういうのはつくのか。

庶務課長

出ない。

安藤委員

本当に申し訳ないと思う。

委員長

教育長にはさらに健康に注意していただいて。現実には申し訳ないが、心情的には難しいというのは社会情勢等を考えると、妥当ではないかということで。

安藤委員

心情的には本当に申し訳ないという気持ちなのであるが。

委員長

議案第9号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第9号は「承認」とする。  
議案第9号を終えたので、教育長にはご入室いただきたいと思うので、よろしく願います。

教育長入室

(9) 議案第10号 平成22年度練馬区登録文化財について

委員長

議案第10号 平成22年度練馬区登録文化財について。  
では、この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

## 資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問をお願いします。

外松委員

この文化財の解除の2名の方であるが。

委員長

同じ方である。

外松委員

この方はたしか、記憶はさだかではないが、ビデオが何かでこの方の唄の模様とかそういうのは記録してあるようなことを伺ったが、いかがか。この方だったか。

生涯学習課長

テープなどである。谷原の麦ボウチ唄、これはくるり棒という棒を使っの労働歌ということであるが、このくるり棒自体もまだ家のほうに残っているので、場合によってはこちらのほうでお預かりするという事等も考えている。

委員長

それでは、議案第10号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第10号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続協議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

(2) 平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成22年陳情第3号 練馬区立図書館の運営に関する陳情書。

事務局

この陳情に関して追加の署名があったのでご報告する。追加人数は389名、現在、合計702名となっている。

以上である。

委員長

この陳情に関しては、教育長報告の8が関連すると思われるので、先にその説明をお願いする。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

委員長

それでは、この陳情案件については、本日審査し、結論を出してまいりたいと思う。まず、ただいま説明があった資料に関してご質問があればお聞きする。

教育長

これまでの審議の中で、どういう形になるかは言葉だけではわかりづらいというので、このように色をつけて資料を提示させていただいた。館によってさまざまな形態をとるので。

委員長

本当に図書館長には何度も修正していただいて、今回、大変ビジュアルな見やすいものを出していただいたかなと私も思っている。勤務体制とか業務内容が時系列を追って書かれているので、大変よくわかるなと私も感想として持った。資料についてご質問等はいかがか。

教育長

きょうの資料の中で、資料18の2のところ、図書館11館、南田中図書館は指定管理者であるから外れているが、機能というところで、光が丘は中央館的機能というの

はい、石神井も小竹も、光が丘以外は地域の図書館なわけであるので、地域の図書館というのはおかしいが、練馬区の図書館であるが、地域の図書館ということで、常勤主体館とかというのは機能ではなく、どちらかというと体制である。体制ということで読んでおいたらいい。

委員長

ほかにご意見・ご質問はあるか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、陳情の審査に入る。前回の審議と本日の資料の内容等を踏まえて、各委員のご意見を伺う。

なお、要旨が2つあるので、どちらの項目に対するご意見かを明確にしてご発言いただくようお願いしたいと思う。

天沼委員

先ほど協力員は協力している人だということから、専門性があると、図書館の専門職員というふうに名称を変え、給与を変え、したがって、その内容は、当然、レファレンスをはじめ教育情報サービスであるし、あるいは4番、5番、6番にあるような学校教育への支援、子供たちへの支援なども、そういう方々が責任を持ってやっていただけるようなことだというふうにこの表から読み取れると思う。職業体験に来た子供たちが、あるいは学校に対して、学校教育をほかの館から支援するということであるので、そういう意味では、かなり責任があってやっていただけるようにこの資料はなっている。区職員の過去の非常勤が専門員なのである。であるので、非常勤であろうと常勤であろうと、そこは大切なところであるので、今回の資料でよくその辺がわかったので、2番はこれでいいかなと思った。

教育長

今のところで、前私もお話したが、協力員は、今現在は司書資格があるということをやっているが、以前も区の職員の司書職の採用があったが、なくなったということ。そのときの経緯を、いつ特別区の採用がなくなったかというのは、

天沼委員

今、司書をお持ちの方がやっちらっしゃるわけであるか。

教育長

であるから、図書館協力員は司書の方であるが、全員は違う。

光が丘図書館長

今、53名配置をしているが、47名の者が司書・司書補の資格を持っている。

天沼委員

司書というのは専門的職員である、言い換えると、図書館の専門職である。であるので、そういう意味では2は当然、協力員という言葉は使われているが、専門性と経験を活かすべき職位だと、資格がそうであるので。であるので、これはなぜ陳情なのかなという気もするが。

教育長

この陳情は、おそらく協力員そのものの廃止ということも視野に入っているのだからということが出てきた。今までも昭和60年ごろから協力員になっていたから、そういった内容なのである。

今言ったように47名は司書資格があるが、特別職のほうが、以前は司書職を採用していた、福祉と同じように、それをやめたのである。何でやめたかというのは、この前お話ししたが、もうちょっと正確に、いつやめて、今の特別区の図書館になっているか。

光が丘図書館長

特別区で司書資格を持って図書館に配置をするということになったか、正確に把握をしていないが、昭和50年に特別区がそれぞれ職員を採用したということで、その時点で一般事務職員として採用選考しているので、その時点ではもう既に職として採用するということにならなかったと記憶をしている。

天沼委員

司書としては採用していない。司書は実は、図書館のプロである、言ってみれば、だから採用でやっていなくても、実際はそういう方なわけである。であるから、やっているから、やっていないからではなくて、ここで言う専門性を発揮すべき資格なのである、司書というのは、ここで今回協力員とその方は呼んでいらした。これ自体がちょっとおかしいと私は思う。むしろ専門職員と初めから呼んでもよかった。今回改めてそれをきちんと、専門性をあらわす名称に変えたわけであるから、であるから、陳情は今回ルール改正でなくなったというふうに私は思うが。

生涯学習部長

図書館協力員を入れた経過から話すと、昭和63年5月に稲荷山図書館が開設されたときに、当時教育委員会としては、今まで区の職員で直営で全部やっていたのを、ボランティアとかそういう人たちを入れる中で、もう少し柔軟に対応できる方法はないのか。1つには経費の削減という話もあったとは思いますが、正規職員プラス非常勤を入れるという中で、名称については図書館専門員にしようかとか、協力員にしようかと、いろいろ議論があったみたいである。そういう中で、とりあえず制度として固まっていなくて、

ボランティアみたいな形という中では、名称としては協力員という形で落ち着いたのだらうと思う。

教育長

であるから、この陳情では協力員という名称を使っているが、今回、議案として出した専門員、それと読みかえていただければ、これはまだ条例が通ってからの話であるから。

委員長

ほかに、1番、2番あわせてご意見・ご質問等があれば。

教育長

司書職種の廃止は特別区で、職種の独立の必要性が薄く職を廃止した。職というか、採用をなくした。司書職というのは今ない。その前から協力員制度はある。協力員はどちらかという、行政の合理化の中から生まれて。定数管理がしっかりやれというふうになったのは、昭和60年代に入ってからであるから、そのときに図書館が一番先に、正規職員ではなくて協力員の方は補ということで採用された。そのままずっと来ているわけである。今回、名称もふさわしい名称に変えようということになった。であるから陳情の2項については、まさにこの方たちがずっと職員と一緒に来ているわけであるから、これからも当面、陳情書の付属資料は出た。

委員長

では、2項のほうについて先に決めたいと思うが、ご意見はほかにないか。

委員一同

よい。

委員長

そうすると、協力員から専門員というふうに名称も変わる予定になっているので、ここに関しては採択ということでよいか。「図書館協力員の専門性と経験を十分に生かした図書館運営をしてください」という陳情に対するほうは、採択ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、要旨1に関して、ご意見・ご質問があったらお願いします。

天沼委員

ここで言う教育機関というと、学校を思い浮かべる場合と、生涯学習ということを考

えたときに、生涯学習の場合であると、区民の方々の学習支援という、情報サービスという形で、要するに教室で黒板、チョークで教えるという形ではないので、少しこの辺の意味をきちんとしないと、あらかじめ子供たちに教えるように教えていくということになってくると、学習活動そのものが方向づけを狭めるということになりかねない。いろいろな方々はいろいろな趣味を、関心をお持ちの方々はあるから、その辺のところ、文言そのものがちょっとひっかかるところがある。

ただ、今回の黄色と黄土色で示されたところで、子供たちに対しての職業体験とか、学校行事などへの支援などがあるので、そういう形での学校教育に対して教育サイドから支援していくということは、ある意味はっきりと示されたなと思うが、どうなのか。図書館が区民に対して教育していくというふうな見方で、全部これを補うという言い方はないが、この陳情の文言がそのままいいのかなという感じもする。

#### 教育長

私はこの理解は、教育機関というのは、図書館が自治体によっては、教育委員会から区長部局のほうへ移っているということもあるわけである。ただ、図書館そのものは法律で定められているから、教育委員会が所管をしている。そういった中での教育機関としてであるから、選書だとかサービスの責任は教育委員会、教育機関として持ってほしいということなのである。

今回の運営体制の変更についても、担う人は変わってくるが、教育委員会が所管をし、教育機関として責任ある図書館運営をするから、ご心配には及ばないということで、この陳情では、前回も出して、今回も出したような体制はとらないでほしいということを行っているわけであるから、とっても大丈夫であるということで考えている。

#### 委員長

ほかにご意見・ご質問はあるか。

#### 外松委員

先ほどの光が丘図書館長から説明いただいたように、平成23年度、区民の皆さんにサービスの低下にならないようにということで、非常によく考えられて、勤務形態も明示されているし、責任ある図書館運営をやっていけるのではないかと考える。

なお、さらに、光が丘に2名の職員を配置したり、石神井と小竹にも2名の職員を通年で配置するというような、そういう配慮もなされているので、やっていけるのではないかなというふうに考える。

#### 委員長

ほかにご意見はあるか。そうすると、1番に関しては、図書館業務は教育委員会に残されているということと、サービスとか危機管理の低下は大変懸念されて理由のところに書かれてあるが、それにはしかるべき対応がなされているということで、あえて1を採択することはなく、1については不採択という形にしたいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成22年陳情第3号については、要旨1を「不採択」、要旨2を「採択」とする。

(1) 協議 平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。平成22年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

この案件については、前回の協議で項目の15番目まで協議を終えた。本日は16番から29番について協議を行う。

初めに、前回の協議結果について、事務局より変更箇所の確認をお願いする。

庶務課長

前回の資料2-2であるが、点検・評価表の項目別の3、幼稚園の保育内容の充実、特別支援教育の充実の項目の点検・評価欄、特記事項の2つ目のところである。区立幼稚園の設置経緯を踏まえ、光が丘地区の幼稚園の適正配置の検討を行うとともにという部分を削除するという点である。

2点目である。9ページの項目14、区立学校、区立幼稚園の適正配置の項目である。評価の点数であるが、ここには3と記載されている。若干、対象事業の取り組み等で議論があって、安藤委員から評価の変更の申し出があった。この結果であるが、平均点で5人の委員の方の平均が2.8から2.6というふうに変更になったが、四捨五入ということで評価3はそのままということである。

前回の結果の説明は以上である。

委員長

では協議に入る。本日の協議についても前回と同様に、5項目ごとにご意見・ご質問をお伺いする。

項目の16番から20番まで、「学校給食の運営、児童・生徒の食育の推進」、「青少年の育成と活動の機会の提供」、「児童・生徒の健康づくり」、「文化芸術施設の運営」、「生涯学習活動の支援と情報の提供」の項目についてご意見を伺う。何かあったらお願いします。

ご意見がないようだったら、このとおりでよいということでしょうか。

委員一同

よい。

委員長

特に修正等なしということで次に進める。

次に、項目の21番から25番まで、「生涯学習施設の運営」、「生涯学習施設の整備」、「図書館の運営」、「読書活動の支援と機会の提供」、「スポーツ活動の支援と機会の提供」の項目についてご意見を伺う。特になしということでよいか。

天沼委員

私は、自分が評価したとおりの評価になっているので、そのまま。

委員長

では、特に修正等なし、そのとおりでよいということで次に進む。

最後に、項目の26番から29番まで、「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」、「スポーツ施設の運営」、「文化財の保護・保存」、「文化財の継承と活用」の項目についてご意見を伺う。

天沼委員

29番なのだが、実は私が、学習指導要領とかさまざまな改正で、学校でも我が国の伝統文化を理解して継承する必要性、子供たちと学ぶことになったので、子供たちが体験的な学びがここでできる、そういった工夫を期待するという、子供たちの学習のことがすっぽりと29番から、抜けている感じがするが、いかがか。

委員長

まとめていただいた庶務課長のほうから何かご意見はあるか。

庶務課長

前回にいただいた各委員からの特記事項については、特に学校教育と触れている部分はなかった。

外松委員

私のほうも追加で、大きくこの文言を直さなくてもいいと思うが、29番の1行目の途中から、「郷土の歴史、文化の理解を深め」とあるが、そこに「小・中学生から大人まで区民が」とか、何か実際小学生が体験をあそこに行って、また受けとめる指導員の方も、本当に子供がよく学んでくれているというお話も伺っているから、何かちょっとそういう言葉を付け足していただくと、よりいいのかなというふうに考える。

生涯学習課長

既にごらんをいただいていることであるが、小学生から大人まで多くの人が体験できる活動をしているので、了承していただければと思う。

委員長

どのようなものを入れるかについてはお任せするという事でよいか。小学生から一般区民までというようなこと、学校教育にも関連するような言葉を入れていただくという事でよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

天沼委員

それからもう一つ、28番である。練馬区に文化財マップとかそういうものがあるのかどうか、私もよくわからないが、そのことについてちょっと触れたので、社会科見学の支援とか何か。あるのであればいい。

委員長

それでは、先ほどの29のところ、学校教育、小学生からというようなことについての文言を入れていただくということで、以上で29項目について協議を終えた。まだ補足のご意見等もあったら。

それでは、事務局は本日までの協議を踏まえて、報告書案を作成するようにお願いします。どうぞよろしく願います。

## (2) 協議 「(仮称)練馬区生涯学習推進計画」について

委員長

続いて、協議案件である。練馬区生涯学習推進計画について。  
この協議案件は、本日新たに提出されたものである。  
では、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

時間が大分過ぎているが、ご意見・ご質問があったらお願いしたいと思う。

教育長

事前に資料をお配りしているから。

天沼委員

15ページの誤植、団体アンケート、これは(2)でなくて(3)である。

生涯学習課長

誤植である。

委員長

ほかにあるか。それでは、15ページの(3)に訂正していただくということで、特にご意見・ご質問がないということで、この協議案件については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「承認」とする。

(1) 教育長報告

専決処分の報告について

「練馬区立小中一貫教育校実施計画」について

学校給食調理業務委託事業候補者の選定結果について

谷原小学校改築工事の概要について

平成22年度練馬区「新体力テスト」の結果について

平成22年度いじめ防止標語表彰およびいじめ防止実践事例発表会について

「ねりまの縄文展」の開催について

平成23年度の区立図書館運営体制の基本的な考え方について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

なお、教育長報告が大変多くあるのだが、緊急のものを3つだけ報告していただく形にしたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

教育長報告の 、 、 についてよろしく願います。

では、専決処分の報告についてよろしく願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問・ご意見はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成22年度いじめ防止標語表彰およびいじめ防止実践事例発表会について、ご説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、報告の についてお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

後の報告については次回に回したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

第2回教育委員会定例会を終了する。